

持田栄一の「幼保一元化」批判論における公共性認識

吉 田 直 哉

はじめに 家族と保育の関係性の変化

2006年の「認定こども園」の全国展開をめぐる議論にあわせて、「幼保一元化」が再び保育界の話題をさらった。今回の「認定こども園」の誕生は、1989年の「1・57ショック」以降の「少子化」対策の一環として構想されたという文脈もあり、労働環境におけるジェンダー格差を是正することで、母親の育児負担を減らし、少子化の潮流に歯止めをかけるという政策的な意図が反映されたものであった（柏女 [2010]）。世紀転換期以降、断続的に行なわれている児童福祉関係立法の見直しはいずれも、従来、乳幼児養育を下支えしてきた地域と家族という二つの共同体が衰退しているという認識を共有している。

従来の保育の性格づけとして、家庭養育の「補完」ということが言われてきた。そこにおける「補完」とは、家族が与え得ない環境を提供することを保育として位置づけてきたことから言われてきたことだ。つまり、家庭における養育というものが最重要のものとして聖域化され、それ以外の余事象を保育が担うとされ、その保育とは、基本的に家族にはない「集団性」を特色とすると考えられてきたのである。しかし、2000年代に入って以降、明らかに「補完」の意味づけが転換した。端的に言えば、新たな意味での「補完」とは、家族が先行するものではなくて、保育施設が先行し、保育の営みが、家族のあり方を評価し、方向付けていくというベクトルのものである。このような力学は、現在、「家族支援」「子育てサポート」の名のもとに正当化されている（森田 [2001]）。

このように、「少子化問題」から逆算されてくる「幼保一元化」問題の背景には、近代家族イデオロギーに支えられた保育という営みが根底から問い直されているという状況がある（伊田 [2003]）。今まさに、機能不全に陥りつつある近代家族というシステムと、それを前提としてきた保育制度の存在意義が問い直されつつある。今、我が国において経験されて

いるのは、保育を問い直すことが、ダイレクトに〈近代〉を問い直すということに連続しているという事態である。高度の産業化が進展した明治後期に、保育施設が都市部を中心にして普及しはじめて以来、幼保の「分裂」は、常に「格差」の水準において議論されてきた（岡田・宍戸 [1981: 312f.]）。しかし、その背後には、その幼保の「分裂」を生んだ、我が国における〈近代〉のあり方そのものを、問い直すことに躊躇してきた歴史があるのではないか。本稿は、このような、保育を、近代に特殊な営みとして捉え、幼保の「分裂」を、近代論として展開する議論があまりに寡少であったのではないかという問題関心から出発する。われわれの問題意識とは、次のようなものだ。「幼保一元化」が論じられる時、そこで問い直されるべきなのは、我が国における〈近代〉という包括的なシステムのあり方であるべきではなかったのか。

この問いを、現在の地平において問い直すために、本稿が取り上げるのは、共産党系の「正統派」が主流を占めた東大教育行政学研究室において、特異な位置を占め続けた教育行政学者・持田栄一（1925-1978）が、1960年代から70年代にかけて展開した幼児教育・保育論である。本稿は、持田の幼児教育・保育論が、彼の近代教育批判の試み、いわゆる「批判教育計画」の主題を端的に表すものであったことを示した上で、その近代教育批判が、国民の教育権論に代表される「私事の組織化」としての公共性の捉え方に対する、オルタナティブを構想していたということを明らかにすることを目指すものである¹⁾。

第一章 持田栄一の幼児教育認識

佐藤晋平が明らかにしているように、持田栄一の主たる業績は、西欧資本主義諸国における「社会国家」の形成と、近代教育体制の成立の関連に関するものであった（佐藤 [2008]）。

黒沢惟昭は、持田の逝去によせた論文の中で、彼がマルクス主義から抽出した課題を「近代公教育の地平を超克すること—そしてそのための理論の構築」とみなしていたとする(黒沢 [1980: 275])。そして、基本認識としてはまず、教育を「社会共同の事実」とみなす(黒沢 [1980: 279])。「人間は本来的に類的存在であってアトム的存在ではないからこそ「公」教育が可能なのであって、もともとアトムのなものであれば、それを強力によって共同化するということは出来ない」。つまり、人間がそもそも社会的存在であること、および、近代公教育もまた、社会的な文脈の中に常に・既に置かれているということ、そして両者の連関を捉えること。黒沢によれば、これこそが、マルクスから持田が抽出した問題構制なのである。持田が抽出した問題構制、それは「近代社会における国家圏と市民社会圏への、したがって近代人の公民と市民への分裂」に伴って、「人間の共同(類)的側面は国家に疎外され、教育的には近代公教育として現象し、市民社会におけるアトム化した私的個人には「教育権」という一条の糸がたれさがることになる」という、「教育権」と近代国家成立の共時性に関するものであった(黒沢[1980: 280])。

しかし、彼の幼児教育への関心は、そのルーツを1960年前後にまでたどることが出来、その思索の成果は、彼の晩年である1970年以降に相次いで刊行された一連の幼児教育・保育関連の編著に結実することになる。数々の媒体に発表された、持田の幼児教育、保育に関する論考は、彼の没後、遺稿集として刊行されている。つまり、このことは、彼の幼児教育論が、佐藤や黒沢が指摘するような、近代教育批判の一環として、その試みと並行して構想され、展開されたことを示唆している。

持田が、1970年代以降、活発に幼児教育・保育論を展開した背景には、二つの要因が考えられる。一つは、彼自身が思想的な変節を経験したと言う内在的な要因であり、もう一つは、1971年の中教審答申が、戦後教育体制をトータルに再審に付す動きを見せたと言う外在的な要因である。

前者については、持田が、1968年以降激化した「東大紛争」を主導した学生グループと真剣な対話を繰り返し広げることで、近代教育が存在論的に孕み持つ権力性に対して、彼が極めて否定的になったということが言える(佐藤 [2008])。彼は、1960年代の自身

の論考を、「構造改革派」の系列に属するものであったと位置づけ、それが、不十分な近代批判しか呈示し得なかったという点を「自己批判」している。

後者の要因に関しては、中教審答申に、幼保一元化に関する言及が含まれていたということが挙げられる。そこでは、「四、五歳児から小学校の低学年までを同じ教育機関で一貫した教育を行うことによって、幼年期の教育効果を高めること」が目指されるという、人材開発論に基づく幼保一元化が主唱されていた(岡田・宍戸 [1981: 344f.])。このような経済界主導の「人づくり論」に支えられた早期教育の再編成論の登場は、「独占資本主義」下における幼児教育・保育の制度的なあり方について、広範な議論を喚起することになった。

以上のような二つの要因を受けて、持田は、日本の幼児教育・保育を、近代という特殊な時代状況の中に自覚的に位置づけ直そうと試みる。

まず、ここでは、1972年の編著『幼児教育改革—課題と展望—』に寄せられた論考「幼保一元化」を紐解き、持田自身による幼児教育の歴史的・制度的認識を見てみよう。

持田の幼保一元化論の核心は、日本における幼・保の分岐を、近代公教育体制の「歪曲」、あるいは「奇態」として捉えないという点に存する。すなわち、持田によれば、幼・保が二元化されているという事態が、「近代教育の本質」と関わっている、言い換えれば、それは、近代教育思想の理念そのものの帰結なのである。それゆえに、彼にとって、幼・保の二元性を分析することは、近代教育思想の掘って立つ前提そのものを抉り出し、それを再審の俎上にのせようとする試みに他ならず、その分析を踏まえた上で、幼・保の「一元化」を試みることは、「近代における教育の本質観と体制を転換し変革することとかがかわってとらえられなければならない」のである(持田 [1972: 139])。

持田は、近代における幼児教育の特質を、2点掲げる。第一に、「近代の幼児教育においては、家庭中心主義が原則とされている」ということである(持田 [1972: 141])。ただ、「このような家庭教育も、近代におけるそれは、与える教育の一環にすぎない。それはその本質において親の私的要求に基づくものであり、子どもの教育への親の私的選択と私的占有を理念的な情愛の名のもとに表現したもので、それ自体、権威的なものであった」(持田[1972: 141])。

さらに、近代における幼児教育が持つ児童中心主義的な傾向もまた、このような、家庭中心主義が前提としていた、「社会／家庭」の二分法に由来するものなのである。

幼年期教育を親の私事と考え、家庭における保護と教育とをその基本とする従来の市民社会において伝統的にみられた考え方には、子ども、特に幼年期の子どもを社会の矛盾にかかわりのない純粹無垢な非社会的存在とみなし、このゆえに、親が社会的風波から彼らを守る防波堤の役目を果たし、彼らを社会的矛盾や政治的現実から切り放せば、彼らは自然にスクスクと成長するという神話が予定されている。だから、彼らは系統的な教授＝学習活動や集団的規律の訓練を必要としないという観念が前提とされている。(持田 [1984 : 21])

第二に、理念化された近代の幼児教育思想は、子どもの生活からの疎外を抱えており、教育と遊び、主体性と客体性の両側面が統合されずに分離されているということである(持田 [1972 : 148])。この趣旨において、持田が批判しているのはフレーベル主義のキンダーガルテン(幼稚園)である。フレーベルのキンダーガルテンは、子どもの「生活」を発展させたものとしての「遊び」を中心に、幼児教育を構想するという点において、「学校」との差別化を図るものであった。しかしながら、フレーベルは、シェリングに基づいて、自然と精神とが、普遍的かつ絶対的な自我のもとに究極的には包摂され、合一するという、ロマン主義的傾向をそなえていた。そのため、彼の「生活実践」は、「リアル」な「遊び」から象徴化され理念化されていた。このような、「生活の抽象化」をこうむっている以上、フレーベルが「生活尊重」を唱えたとしても、それは、抽象化以前の子どもの生活が要請していたはずの「保護」機能を十分に把握しきれないことになる。リアルでない抽象化された遊びは、「上から与えられる」ものとして現われざるをえず、「遊び」の強調がかえって「学習」の拒否を生むという皮肉な結果に終わった。

以上のように、近代においては、子どもが教育を受ける権利を保障する一義的責任は親に帰せられた。それゆえに、家庭教育こそが教育のモデルとして規範化されたのである。しかしながら、19世紀後

半、産業資本主義の興隆と共に、その家庭教育を「補完」するものとしての幼児教育施設が普及・拡大してくる。そのような幼児教育の組織化は、幼児の人間性の保障に主眼を置くものではなかった。というのも、その組織化の主体として参入してきた国家は、その動機として、「マンパワーの形成」を第一に抱いていたからである。

国家による幼児教育の組織化による「マンパワーの形成」は、二重の意図が賦与されたものであった。第一に、幼児を将来的な労働力として育成し社会化するという意図において。第二に、彼らの母親たちを労働力として保護し、彼女らを「産業軍事社会」(上野千鶴子)の新規戦力として徴発し、包摂するという意図において。

そのようなマンパワー育成としての観点、広義の産業機能主義的見地からすれば、子どもの「生活的実践」に立脚する「能力の全面的発達」はパースペクティブの埒外に置かれざるを得ない。実際に、そこにおいて展開されたのは、「子どもの生活、そこにおける自主的自己形成の機能に一定の枠をはめこみ、その一面を保障する」というアンバランスな性格をもつものだったのである(持田 [1972 : 145])。そこにあっては、子どもの「生活的実践」のなかで、本来一体のものとして存在している保護と教育、そして教育のなかにおける「遊び」が、相互に切断され、孤立した状態において組織化されたのである。持田は、このような、「生活的実践」からの幼児教育の乖離を、「疎外」という術語によって表現する。

そして、このような、幼児教育の生活実践からの「疎外」は、西欧諸国において、初等教育制度が整備されていく過程で激しさを増していく。それを担ったのが、「幼年学校」の設立主体であった「社会国家」であり、近代における幼児教育の拡大とは、「国家的政策」による制度化に他ならなかったという事実を見のがしてはならない(持田 [1972 : 153])。

第二章 持田による日本における幼保分岐の状況把握と、幼保一元化への構想

前章で取り上げたように、西欧諸国における幼稚園の普及は、産業資本主義の進展と歩を揃えるようにして、社会国家(福祉国家)からの積極的な支援を受けつつ達成されたものである。しかしながら、西欧諸国の幼稚園制度と、我が国のそれとを比較し

てみると、我が国における幼児教育体制の二元性は、きわめて特殊なものであることが明らかとなる。

戦前日本の幼児教育体制は、ドイツ型のキンダーガルテンの継承・移植であったことは周知の事実である。しかし、ドイツにおいては一元化されている幼児教育体制が、我が国においては、「きわめて特権的な幼稚園」と、「貧民救済」的性格を色濃くもった「託児所」に二元化され、前者→後者の順に成立し、制度化されたのである。「一部特権的指導層の飾物的存在」であった我が国の幼稚園は、その「おあそび」的傾向が孕む形式性・抽象性を特色とするものであり、西欧の幼稚園教育の想定していたような、子ども自身の生活の必要性に基づいた保育実践からは乖離が甚だしかった。このような幼稚園の「特権性」は、明治末期から大正末期の「近代化」の試みにもかかわらず、我が国の幼稚園制度の根底に伏在し続けたのである。

持田の見るところ、大正期に展開された「幼稚園大衆化」の動きが挫折したのは、次の二つの理由による（持田 [1972：158f.]）。第一に、それが勤労大衆の幼児を対象とするものであったにもかかわらず、幼児教育の「義務無償化」というステージまで徹底されなかったこと。第二に、幼稚園の中に「保護」機能を組み入れ活性化するという課題を認識していたにもかかわらず、「子どもの生活を理念化してとらえる自由主義幼児教育観」が支配的だったために、その課題が果たされなかったこと。

かくして、制度化された幼稚園から締め出された一般勤労大衆の子弟は、「人道的な私人や私的団体とりわけ宗教団体による慈恵的社会事業として、また企業を主体に労務管理の一環に組織化」された「託児所」へと入所することとなった（持田 [1972：159]）。そのような、幼稚園とは明確に区別された施設としての託児所は、「客観的には激化した社会矛盾と階級闘争を背景に治安対策と労務管理の一面」を備えた、民間主導の社会政策的色彩を強く備えていたと言いうる。

敗戦とそれに続く戦後の教育改革によって、幼児教育体制も再編の波瀾に曝された。諸変更点のうち、最大のものは、戦前にあっては「家庭教育の補完」を目指す「非学校的教育施設」として位置づけられていた幼稚園が、明確に、小・中・高・大に並ぶ「学校の一つ」として再編成されたことである。（持田 [1972：161]）。戦前を通してドイツ型のキンダーガ

ルテンをモデルとして「非学校教育」を自任してきた我が国の幼稚園は、ここにおいて、初めて、英、米、仏と同様の「学校教育型」の組織として再生したのである。しかしながら、この幼稚園の「学校化」は、「保護」機能の獲得を阻害する結果となったと持田は結論づけている。

このような、戦後へと引き継がれていく幼・保の分離は、「近代公教育そのものの基本となっている教育の「私事性」原則」によってもたらされたものであり、そこに濃厚に見られる「家庭教育-保育中心主義」の原則こそが、持田によれば、「幼年期教育を義務・無償化することを拒んでいる」当のものに他ならない（持田 [1984：38]）。なぜなら、「教育の私事性原則」が高唱されていたからこそ、戦前の富裕市民層は、幼稚園を「私事」の領域に位置づけることで「占有」することが可能となったのであり、それによって、幼稚園は、「勤労者階級の生活と要求からかけ離れたもの」となってしまったからである（持田 [1984：39]）。

以上のように、持田の考える幼保一元化は、幼稚園、あるいは保育所のどちらかに、幼児期教育の施設を統合するという構想のもとには捉えられていない。それは、「従前の幼稚園・保育所とは質的に異なった幼年期教育の教育施設を構想することによって両者を再統一すること」によって成し遂げられる（持田 [1984：49]）。幼保の分裂を止揚する第三項の地平、それは、後述するように、近代的な一元化された公共圏を内破する、多面的・葛藤的なイメージのもとに捉えられることになる。

第三章 持田シューレの近代公教育論の展開 —伊藤（池田）祥子の場合—

次に、以上のような持田による幼保一元化論の理論的發展を見ておきたい。具体的に本稿で取り上げるのは、東大教育行政学科で持田の薫陶を受け、共同研究者として持田シューレの一角を担った伊藤（池田）祥子の所論である。上述の持田の所論が、ブルジョワ市民階級の動向と、幼保の分岐との関連に着目した階級論的な性格を備えていたのに対し、伊藤（池田）の所論は、前節で見られたような持田の近代公教育体制に対する批判的認識を引き継ぎつつ、それを、近代家族批判というパースペクティブにまで発展させることを試みるものである。

彼女の以上のような問題構制は、持田の編著『教育変革への視座』に掲載された論考「『学校論』への問題提起 ―いわゆる「保育一元化」論批判―」に端的に読み取ることができる（伊藤 [1969]）。伊藤によれば、「家庭教育」の重要性の自覚、とくにそれが「国家的に重要視されてくる」のは、アイロニカルなことに、「家庭の中から生産機能が剥奪され、共同生活の場としての比重が相対的に低下し始める」エポックとしての「近代」においてなのである（伊藤 [1969: 169]）。つまり、学校教育の前提としての家庭教育、言い換えれば、「学校教育を支え補完するもの」として家庭教育が見なされ始めるのは、近代以降のことなのである。それゆえに、現代の「学校論」は、家庭教育との関連性を問い直すことなしには展開し得ない。これが伊藤の基本的立場である。

そして、学校教育と家庭教育の関係性が、「最も鋭く問題として提示されている」のが、幼保二元化という制度的な並存状態におかれている就学前段階だとされる。

持田の「近代公教育制度」の定義にも見られたように、近代教育は、家庭教育と学校教育の相互的な連携を軸として展開されるものであった。そして、「幼稚園と保育所の関係とは、まさしく学校と家庭との関係と同義なのである」（伊藤 [1969: 170]）。したがって、学校と家庭の関係を問い直し、それに变化をもたらしとするならば、「近代における学校と家庭との関係を根底から問い直すこと」が不可避なのである。

我が国においては、「学校」そのものが、本来それを支持する母胎たるべき「家庭」や「社会」から先行して設置されるという逆転現象がみられた（伊藤 [1969: 172]）。そして、その「学校」が、直接的に「国家」へと接続され、階層の上方流動性を担保するシステムとして位置づけられたために、フレーベル以来、欧米において「幼稚園」は、「学校教育とは区分される家庭教育の確立」として捉えられてきた。しかし、その「幼稚園」が我が国に移植された際、それは、家庭教育からは切り離されたものとして位置づけられ、学校教育システムに直接接続していく「就学準備機関」としての性格を負わされることになったのである。つまり、それは端的に「幼児学校」に他ならなかったのである（伊藤 [1969: 172]）。その「学校」としての性格は、「幼稚園」が「家庭教育を補助するもの」としてではなく、「家庭教育の保障

の上に初めて成り立つ」という、家庭からの相対的な自律性に明確に現れているということができよう。我が国の幼稚園は、「極端なエリート性・高踏性」を帯びていたがために、そこからこぼれ出る需要を満たすための「簡便で安価な託児施設」の増大が惹起されたのである。

このような文脈で提案されてきた「幼保一元化」論は、「幼稚園が含みえなかった保護機能を取り込み、保育所が十分に持ちえていない教育機能を付加することによって、両者の同一化を図ろうとするもの以外ではない」。そこでは、なぜ我が国において幼・保がそのようなものとして二元化されたのかという疑問を、近代学校と家族との関連性の問い直しのなかに位置づける試みは皆無といってよいのである。

近代公教育にあっては、制度化された学校教育の下層に、それを補完する存在としての家庭教育を前提としている。そこには、学校教育は、子どもの生活問題、治安問題の安定の上に定礎されるものであり、社会福祉事業の支持の上層にこそ、教育事業は有効に展開するという基本理念がある（伊藤 [1969: 179]）。

そして、就学前幼児においては、この社会事業を担うのが保育所であり、教育事業を担うのが幼稚園だとされる。「近代公教育制度が拡張を続け、幼稚園に保育所を統合するにしても、保育所に幼稚園を統合するにしても、それが家庭教育原則主義を基礎にしている限り、その「一元化」された制度の内部には、家庭教育を補助する「社会施設」としての保育機能が組み込まれざるをえないのである」（伊藤 [1969: 175]）。

このように見てくるならば、幼保が、近代公教育というよりマクロなシステムの中において、密接な補完関係を結び合っていることになる。つまり、制度上の二元性の背後には、近代公教育体制の下に、体系的に絡み合わされた「一元性」が厳然として存在しているのである。幼保の現状をつぶさに観察するならば、「それなりにすでに「一元化」されている」と言わざるをえない。「現代社会においてはあるがままで幼・保は互いに補い合いつつ統一した関係にある」のである（伊藤 [1969: 186]）。

以上のような幼保の現状を「止揚」するためには、それが依拠してきた近代家族のイデオロギー性が厳しく再検証されなければならない。そして、その再

検証のまなざしは、当然のことながら、家族システムを支えている近代というよりマクロなシステムへと差し向けられていくことになる。「[家庭][家族]—その物質的基礎とイデオロギー性—とをともに否定の対象に据えることから始められるべきである。[…]つまり「家庭」を、子どもの生活の全的な保障と教育の第一義的な責任の場であることからまず解放することなのである」(伊藤 [1969:191])。このように、伊藤は、近代公教育体制に包摂された現在の幼児教育を変革するためには、それが基盤として前提している「近代家族」のあり方そのものへの批判へと突き進まねばならないと主張する。

なぜ、幼児教育はかくまでに近代公教育体制と親和的なのか。この、持田の発問に対し、伊藤が与える回答とは、以下のようなものだ。

伊藤が指摘するのは、近代下に析出された家族の構造的な脆弱性である。近代にあっては、地域的な共同体が崩壊している以上、家族は不安定な自存システムとして現われざるを得ないだろう。「現実に崩壊せざるをえず、またさまざまな欠陥をもつ家庭が存在するからこそ幼・保は対立するのであり、それはまさしく家庭の生活を助け、その限りで家庭教育を補い、さらにそれによって学校教育を支える」ということになるのだ(伊藤 [1969:192])。

換言すれば、近代家族が、資本主義社会に置かれることで宿命的にも脆弱性、あるいは「不安定性」(伊藤 [1969:187])によってこそ、幼児教育としての学校教育が介入的に成立するのである。このパラドックスを自覚することなく、近代家族を、政治的抵抗の基盤とすることは、あまりにも歴史的認識を欠いた観念的な戦略であるといわざるを得ないのである。

以上のように、伊藤は、持田にならって、近代公教育体制としての幼・保を議論するならば、その歴史的・社会的な被規定性を分析することが必須であることを訴える。もし、そのような分析が十分になされたならば、「幼・保の二本建が階層分化を結果としてもたらずのではなく、階層分化の結果として逆に幼・保が生み出されている」という事態を適切に認識することができるであろう(伊藤[1969:187])。そして、そのような、幼保の現状を、近代における相のもとに歴史的、社会的に捉え直すならば、その試みは、必然的に、幼児教育論・保育論にとどまることなく、近代の構造そのものの批判へと突き進む

ことになっていくだろう。

マルクス主義における「教育と生活(労働)との結合」原則とは、[…]教育と生活との分業を成り立たせている現代の学校と家庭、しかもそれを支える家庭教育原則主義こそを否定することに他ならないといえるであろう。そうすることによって始めて、一人ひとりの子どもの生活と教育が丸ごと全体として社会的課題に据えられるのである。(伊藤 [1969:192])

近代家族を、理念的に美化し、規範化することは、家族に既に浸潤している資本主義体制の作用を隠蔽してしまうという意味で、イデオロギー的にはたらくのである。このように、批判教育計画にあっては、近代家族の成立機序そのものを再審に付すことが求められているのである。

第四章 持田保育論における公共性認識 —国民の教育権論との対質における—

前章において検討したように、持田と、彼に導かれた批判教育計画は、当時の教育界で主導的な位置を占めていた、いわゆる「国民の教育権論」に対するアンチ・テーゼとして提出されたものであった。持田らが、このように、国民の教育権論を辛辣に批判せざるを得なかったのは、それが前提として含み持っていた近代に対する批判が不十分であったためであり、そして、そのことから帰結する公共性認識の偏りのためである。

持田は、1960年代初頭より、勝田守一と、その門下であった堀尾輝久の展開する教育権論に対して、厳しい批判を向け続けてきており、持田の批判教育計画のプログラム自身が、堀尾の教育権論との対決の中で結晶してきたという側面が見られる。その戦端は、既に、1960年の紙上シンポジウムで切っ掛けとされている(持田ほか [1961])。そこにおいて、持田が指摘しているのは、教育権論が、教育の原基を「私事性」の領域として捉えるために、「政治」とは、その私事性の領域への侵犯として、いわば外部的にのみ捉えられているということである。そこで、学校運営や教科教育から働きかけられていく「政治的实践」を捉え切れていないというのである。

そこで、持田が仮想敵としている堀尾は、学位論

文『現代教育の思想と構造』の中において、近代教育思想の本質を、以下の諸点に集約している。

- (1) 人権思想の系としての子どもの権利の確認と、その教育的表現としての学習権ないし教育を受ける権利の主張、
- (2) 親は、子どもの権利を実現させるための現実的配慮の義務を負い、この義務を第一次的に履行する権利をもつこと、
- (3) 教育の目的は、公民citoyenの育成にではなく、人間hommeの形成にある。この位相において、人間の内面形成に与る「教育education」と、内面形成には関与せず、知識の伝達のみ限定された「知育instruction」は峻別されるべきであり、「私事」として定位されるべき「教育education」への、国家権力による介入は否定されること、
- (4) 子どもの自発性の尊重とつめ込み主義の否定、である（堀尾 [1971：8f.]）。

こうした近代教育思想の原則は、コンドルセの公教育論に結晶化される（堀尾 [1971：11ff.]）。コンドルセ＝堀尾によれば、「公教育」は、平等主義・普遍主義に裏打ちされた「親の自然権」としての教育義務の共同化を具現化することで、「子どもの権利」を保障するものとして、公権力から独立して運営されるべきである。そして、そこにおける教育は、徹底した「世俗主義」が貫かれ、知育のみに限定されるべきであり、「良心の自由」の範疇に属すべき内面形成に関わる徳育は、「公教育」からは排除される。

堀尾が提出した以上のような「私事の組織化」としての公教育観は、独占資本主義成立以降、国家＝公的権力によって拡充された「公民教育」に対して、「人権としての教育」を起点に、国家＝公的権力に包摂されない形での「公教育」の組織化を意図するものであった。

堀尾は、「人権としての教育」概念に依拠して、「私事の組織化＝親義務の共同化」によって、「道徳の教師」を僭称し、「国民教育」の拡大により、教育の私事性を侵犯しようと図る国家＝公的権力から独立した「政治からの公共性」を構想した。それに対し、持田栄一は、「教育の公共性」を、教育が「勤労人民の共同の利益を保証し、社会共同の事業として確立」していく中から生まれていくものだとする。そのような公共性は、「上から」の「教育の公共性」観の限界と矛盾をあきらかにし、それをつくりかえてい

くことを課題とすべき」（持田 [1973：86]）であるときれる。持田が、「国民の教育権論」を批判する過程で打ち出したのは、このような下からの教育の公共性であり、「地域」における「直接民主主義」の確立に基本的な問題関心を置きつつ（持田 [1973：89]）、そこを実践的磁場として位置づけ、教育の政治性のベクトルを「上への変革」へと転位させるという視座に他ならなかった。

黒崎勲は、持田理論の特色として、教育管理＝経営過程が、「教育活動の社会的集团的組織化」と「教育の権力統制」の「二重性」を含むことを指摘したことを挙げる（黒崎 [1999：12]）。それは、教育管理＝経営過程における「権力による教育の統制」としての側面と、「教育の協業化である側面」の二重性とも言う（黒崎 [1999：13]）。このような持田の黒崎によれば、持田理論の斬新性は、まさにこの教育管理＝教育過程の相互浸透的な作用に着目した点にあるときれるのである。持田は、このような教育管理＝教育過程を、私事性の組織化としてではなく、ア priori に「共同」的な営みとして捉える。そして、そのような教育の「共同」性の中に含まれる矛盾と対決していくことによって、教育そのものを、「社会関係の変革」のための培地として捉え返そうと試みていたのである（持田 [1973：85f.]）。

ここで、堀尾と持田の幼児教育の位置づけの相違が明らかになるだろう。堀尾にとって幼児教育の領域は、マクロな政治権力の介入から守られるべきものであった。それは、基本的には、私事性の領域、すなわちプライベートな圏域としての家族を単位とする。そして、その単位としての家族のニードを共同化することによって、公共性としての幼児教育が形作られるという理論構成を持つ。それに対して、持田にとっての幼児教育は、ミクロな政治性を内部に孕みつつ、その力動を、よりマクロな政治性へと連結してゆき、その政治体制のトータルな変革の契機を形づくるものなのであった。持田は、家族というプライベートな空間が、私事性の名の下に、脱政治化された単位として自存しているという堀尾的な前提を退ける。持田の見るところ、家族という私事性の領域もまた、近代というマクロな制度的要請から産出された下位構造なのである。それゆえに、持田にあっては、マクロ・レヴェルで調整が試みられようとしている近代資本制下の「諸矛盾」は、家族と、それを補完するものとしての幼児教育という、

ミクロ・レヴェルにおいても顕在化しうるものとして見なされる。

このような、堀尾と持田の相違は、児美川孝一郎が勝田守一と持田の学校論の間に見いだした相克と、ほぼ同型のものである。すなわち、〈制度としての自律性〉に定位する前者（勝田、堀尾）、〈社会的被規定性〉そのものの組みかえをはかる後者（持田）という対立軸である（児美川 [1995: 66]）。言い換えれば、堀尾と持田の間にある相克は、教育をめぐる葛藤の所在に関するものでもあった。堀尾にあっては、〈マクロ／メゾ・ミクロ〉という対立軸が想定されている。そこでは、メゾ・ミクロ領域に対して、マクロ的な権力の介入がなされることによって、両者の境界面において葛藤が生じると見なされている。それに対して、持田は、〈マクロ／メゾ・ミクロ〉というような、二元的な対立軸自体を認めない。彼の社会認識にあっては、マクロ・レヴェルの葛藤、矛盾それ自体が、近代というシステムに特有のものであるために、それらは必然的にメゾ、ミクロの水準にも浸潤し、それぞれの水準において顕在化しうると見なされるのである。

以上のように、堀尾との対質によって浮き彫りになってくるような、持田による学校教育認識は、規範化された外部を安易に措定しないという前提もっている。つまり、近代社会における葛藤のポテンシャルを、公教育という空間の中に生のままで包摂しようというモデルを、持田は提示していると言えよう²⁾。

おわりに

持田栄一の批判教育計画の一環としての幼児教育・保育論が、その背景に公共性論を含み持っていたのは、彼が、国民の教育権論の契約論的な公共性の構成主義のもつ歴史的な特異性について、敏感であったからに他ならない。そして、保育所という場が、直接民主制の潜在的な構成の場となりうるということを主張した。そして、その直接民主制のいわばマトリクスとして保育所を位置づけなおし、それを、近代による規定要因を大胆に批判対象として組み入れ、それを再編成していくための場として捉え返そうとしたのである。この直接民主制の媒体として保育所を捉え返し、その再編を試みる過程において、近代公教育制度の矛盾的な特徴を炙り出して行

こうと試みることによって、持田の幼保一元化批判論、ひいては近代教育批判論は、公共性論としての可能性を獲得したと言えるだろう。

そのような、批判教育計画において、持田は、幼児教育のもつ変革への動因を、人権思想という静態的な基礎付けから解放し、それを直接民主制という枠組みの中で、むしろそこに寄せられる政治的な諸動因をぶつけあわせ、葛藤させることの中から、近代教育の一環としての幼児教育の再構築への道すじを模索しようとしていた。そして、このような構想を提起することによって、彼は、公共性の多層的・対抗的把握という、現代公共性論の最前線へと肉薄しえたのである³⁾。

注

- 1) 持田理論を、このような、戦後教育学の理論的境界を炙り出す新機軸として捉えようとした先行文献として、例えば、児美川 [1995] が上げられる。
- 2) ただ、持田理論に境界がなかったかと言えば、当然のことながら存在する。それは例えば、「生活」に基盤を置くという前期マルクス主義的な素朴疎外論という理論的境界である。つまり、持田は、実存をめぐる「リアル」の基盤を、「生活実践」における物質の代謝関係を据えた。このリアルの位置づけを、今日的に再構成してゆく試みはありうるだろう。例えば、対人的なコミュニケーションを情報代謝による「アイデンティティの現象」を「リアル」として位置づけなおすなどの、モダニティ論を経由した新しいリアルの組み込みなどがそれに当たるだろう。それは、リアルを、疎外論的カテゴリーから関係論的カテゴリーへと展開させる試み、と呼べるかもしれない。
- 3) 例えば、ハーバーマスの公共性認識の単一性を指摘したナンシー・フレイザーは、それに対置して「対抗公共性」という概念を提出し、公共性認識の多元化を試みている。フレイザーによれば、アイデンティティを捉え返し、それをより上位の公共性空間へと持ち上げていこうとする志向は、その下位の公共圏の内部で、「意見形成と決定形成をあわせもつ」ような「強い公共性」への自己編成を促していく（フレイザー [1999: 154]）。そして、このような「強い公共性」の一モデルとして掲げるのが、「託児所」、すなわち保育所の自主管理であるという点を、ここではとりあえず指摘しておきたい（フレイザー [1999: 155]）。そこには、保育所内部の制度的

な公共圏が、意見形成と決定形成を共に載せうる舞台として機能しうる可能性があるという。つまり、保育所という場において、集団で行うことに関わる人たちが全て、計画と遂行に関する議論の場に参加し、その議論の結果は、集団的な「決定」として、彼らを自己規定するとされるのである。

参考文献

- フレイザー 1999 「公共圏の再考：既存の民主主義の批判のために」キャルホーン（編）『ハーバマスと公共圏』山本啓・新田滋訳、未来社。
- 堀尾輝久 1971 『現代教育の思想と構造』岩波書店。
- 1979 「現代における子どもの発達と教育学の課題」『岩波講座 子どもの発達と教育 1 子どもの発達と現代社会』岩波書店。
- 伊田広行 2003 『シングル化する日本』洋泉社。
- 池田祥子 2008a 「すべての子どもたちに対応する幼保一元化を —「保育＝幼児教育」・「児童福祉」理念の再定義—」公教育研究会編『教育をひらく —公教育研究会論集—』ゆみる出版。
- 2008b 「「幼保一元化」の再定義のために：三つの検討課題」『東京立正短期大学紀要』(36)。
- 伊藤祥子 1969 「学校論、学制改革論—その基本原理」持田栄一編『講座マルクス主義 6 教育』日本評論社。
- 柏女霊峰 2010 「国の子育て支援計画」改訂・保育士養成講座編纂委員会（編）『改訂第4版保育士養成講座 第7巻保育原理』全国社会福祉協議会。
- 児美川孝一郎 1995 「戦後学校論の到達点と課題—く制度としての学校> 認識を中心に」
- 堀尾輝久ほか編『講座学校 1 学校とは何か』柏書房。
- 黒崎勲 1999 『教育行政学』岩波書店。
- 黒沢惟昭 1980 『疎外と教育』新評論。
- 持田栄一 1965 『教育管理の基本問題』東京大学出版会。
- 1972 『幼児教育改革 —課題と展望—』講談社。
- 1980 「幼保一元化—その構想と批判—」『持田栄一著作集 4 学制改革論』明治図書。
- 1984 『持田栄一遺稿論文 幼児期教育の制度と理論』チャイルド本社。
- （編）1973 『教育変革への視座「国民教育論」批判』田畑書店。
- （編著）1975 『幼児能力の早期開発』明治図書。
- （監修）1978 『幼児教育原論』明治図書。
- 持田栄一ほか 1961 「シンポジウム 教育理論と教育運動」『教育』(135)。
- 森田明美 2001 「家族・家庭のあり方と保育サポート」諏訪きぬ（編著）『現代保育学入門』フレーベル館。
- 岡田正章・六戸健夫 1981 「戦後における日本の幼児教育の制度と思想の動向」『世界教育史大系22 幼児教育史 II』講談社。
- 佐藤晋平 2008 「教育行政学をめぐる環境変動と理論転換—持田栄一理論の権力言説に注目して—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』(47)。
- 鳥光美緒子 2003 「戦後保育・幼児教育政策の歩みを見なおす—幼保二元行政システムのもたらしたもの—」森田尚人ほか編『教育と政治』勁草書房。